

対談

行為計算否認を中心とした 東京国税局における 調査の最新トレンド

北海道大学大学院法学研究科 教授
佐藤修二（元弁護士・元国税審判官）

島田法律事務所 弁護士

井村 旭（元東京国税局 国際調査審理官）

令和4事務年度において行われた法人税・消費税に係る実地税務調査の件数は前事務年度比152.3%となっており、追徴税額も近年の最高額を記録している。これは、税務調査への新型コロナウイルス感染症の影響が解消されたことを示しており、納税者や納税者をサポートする専門家は、再び活発化する税務調査に對峙していく必要がある。

本対談では、元国税審判官の北海道大学大学院法学研究科・佐藤修二教授をリード役として、東京国税局で国際調査審理官を務めた経験を持つ島田法律事務所の井村旭弁護士に、質量ともに全国の国税局をリードする東京国税局の調査体制等について解説していただいた上で、東京国税局の調査の最新トレンドや調査において納税者が意識をすべき視点について語っていただいた。

税収の増加に伴い存在感を増している消費税への調査に加え、近年、毎年のように新たな裁決事例が出されるなど、税務当局としての注力事案であることが伺えるのが、行為計算否認規定（法人税法132条～132条の3）を使用した課税事案だ。本対談では、ヤフー・IDCF事件、TPR事件、PGM事件など、これまで注目を集めた裁判例、裁決例を総ざらいしながら、合併の適格性を「事業の継続性」の観点から判断するTPR事件の判断枠組みに対する批判的な見解を述べる専門家が相次ぐ中、東京国税局や国税不服審判所のスタンスの変化を分析していただく。

このほか、ユニバーサルミュージック事件の最高裁判決で注目された法人税法132条、最近初の適用事案が登場した法人税法132条の3についても取り上げる。

最新号（4月15日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。

1. 東京国税局の最新動向－任期付職員の役割・組織の概要・調査のトレンドなど

はじめに

佐藤：今回は、島田法律事務所の井村旭先生にお話を伺います。井村先生は、2021年7月から2023年の7月まで、いわゆる任期付公務員として、東京国税局で勤務されていました。まずは、東京国税局における任期付職員制度の概要と、井村先生が応募された経緯、所属の部署や役職などをお聞きできますでしょうか。

井村：ご紹介いただきありがとうございます。東京国税局においては、任期付職員として、主に、法務専門家、会計専門家、金融専門家という三つのポジションが募集されており、私が務めていた法務専門家は弁護士資格を有する者が、会計専門家は公認会計士資格を有する者が、金融専門家は金融機関での勤務経験を有する者が、それぞれ募集対象となっています。採用後、法務専門家は、調査第一部調査審理課にて国際調査審理官として、会計専門家及び金融専門家は、調査第一部国際調査課にて国際税務専門官として、それぞれプロパー国税職員の方々とともに仕事をすることになります。

私が応募した経緯については、様々な要因があるのですが、法人・個人問わず、誰もが必ず関心があると思われる税金について、規制当局である税務当局がどのような考え方をして活動しているのかを知ることは、時に規制当局と対峙する弁護士にとって有益な経験になると考えたからです。

法務専門家の主な業務は、①調査部所管の大規模内国法人及び外国法人の課税事案に関する法務面からの支援、②調査部所管の大規模内国法人及び外国法人の調査、③民法・会社法等に関する職員研修の講師とされています。具体的には、①については、東京国税局の調査第一部

調査において問題となる企業取引の法律関係の分析、当該分析を前提とした課税要件の充足の検討が主な業務内容になりますが、複雑性・困難性が高いことが見込まれる事案については、税務調査を行う以前に、事案選定や調査のポイントを整理する調査企画が行われることとなりますので、当該調査企画についてもアドバイスを行うこととなります。また、税務調査の段階から納税者からの不服申立てが見込まれる事案については、納税者と税務当局の主張を対照表の形にした争点整理表をもとに行う調査審理課内の事案検討会に参加して意見を述べたり、税務調査以前に納税者から出された質疑に関する調査審理課内の検討会にも参加して意見を述べたりしていました。②については、調査審理課では、納税者による不服申立て手段としての再調査の請求の対応を行う職員もいるのですが、当該対応の一環として、再調査請求人たる納税者の下への臨場に同行することもありました。また、これに関連して、国税不服審判所における審査請求事案についても、原処分庁側の書面作成に関与しておりました。最後に、③については、税務当局には、法務専門家のように民法、会社法等の私法を専門とする職員の方は、検察庁からの出向者を除いては、基本的にいらっしゃいませんので、東京国税局を含む全国の国税局、沖縄国税事務所、及び税務大学校において、私法の専門家の立場から様々な内容の研修の講師を行うということもありました。これらの研修によって、全国の国税職員の皆様と繋がりが生まれますので、事案に関する相談というのは、東京国税局の所管法人に関するものに限らず、東京国税局管内の税務署や全国の国税局の所管する納税者に関するものにも及ぶことがありました。

最新号（4月15日号）の掲載記事となります。記事の掲載は、本誌の編集方針に基づき、掲載の可否を判断させていただきます。記事の掲載は、本誌の編集方針に基づき、掲載の可否を判断させていただきます。

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。